

機密性 2

東京高裁総第 4591 号

(庶ろー03)

令和4年12月12日

最高裁判所事務総局家庭局長 殿

東京高等裁判所長官 中 村 慎

東京高等裁判所管内調停運営協議会の協議結果要旨について

(7月19日付け家二第695号に対する報告)

標記の協議会の協議結果要旨は、別添のとおりです。

## 令和 4 年度調停運営協議会協議結果要旨

## 第 1 民事関係問題

## 1 協議問題 1 について

- ・ 当事者が調停委員の専門性を意識していることが多く、法律的観点からの整理や議論の対象について準備して協議に臨むことが重要だと感じている。また、調停委員の提案を受け入れてもらうためには、当事者との間に信頼感が醸成されることが重要である。 ( [ ] 地裁)
- ・ 当事者がインターネット等で知識を得て調停に臨んでくることにより、対応が難しい場面も多くなっているが、日頃から若手調停委員に対して、冷静沈着な対応が必要であることを話しておくことが重要である。 ( [ ] 地裁)
- ・ インターネット上の誹謗中傷の削除について相談されることも多く、コンピュータやインターネットの分野の専門家調停委員も必要になるのではないか。 ( [ ] 地裁)
- ・ 申立人と最初に接し、当事者の情報を多く持っている書記官との連携を日頃から心掛けている。 ( [ ] 地裁)
- ・ 今後の調停事件は、非類型的なものが多くを占め、争点、見通しなどがケースごとに異なり、事前評議や記録閲覧などにおいてはそれぞれに対応した議論、知識が必要になってくると思われる。 ( [ ] 地裁)
- ・ 傾聴する際には、共感を表現するためにオウム返しなどをしているが、そのように関係性を築いていることを、相調停委員と話したり、研修の事例研究の際にも説明しているほか、評議の際に裁判官にも報告している。 ( [ ] 地裁)

## 2 協議問題 2 について

(取組例・研修以外)

- ・ 見学よりも、調停委員として臨むことが有益だと思っており、OJTの機会を増やすために調停委員を3人とする事案もある。 (■地裁)
- ・ 見学は、同性の調停委員の対応を見る能够で参考になると聞いている。今年の4月頃から、先輩調停委員と新任調停委員が少人数で集まって、新任調停委員から質問するという機会を設けている。(■家裁)
- ・ 新任調停委員には、積極的に配てんされており、早い段階から記録を検討し、裁判官との評議で争点や問題点を把握して調停に望んでいる。その中で、先輩調停委員から進行上の留意点などのアドバイスも受けている。(■地裁)
- ・ 調停が始まる前の控室に、書記官にも来ていただいて意見交換している。周囲もそれを聞いて、勉強になっていると思われる。(■地裁)

## (取組例・研修)

- ・ 研修のテーマなどを裁判所と打ち合わせている。(■地裁、■家裁、■地家裁)
- ・ 研修において、裁判官、調停官、調査官を講師としたり、意見交換を行っている。(■地裁、■地裁、■地家裁)
- ・ 新任調停委員を対象とした研修には、先輩調停委員に参加してもらい、コミュニケーションを図るようにしている。(■地裁)
- ・ 昨年から民事調停連合会の研修を収集と配信のハイブリッド形式とし、事後1か月は視聴可能とすることで、参加者を広げることができた。(■地裁)
- ・ 新任調停委員の研修は収集とし、アドバンス研修は対象者も多いことからサテライト形式としている。(■家裁)

## (意見)

- ・ 新任の際に1、2回見学するよりも、1つの事件を通じて、事件の動きやベテランの調停委員の動きを見る機会があると、技能向上に役立つのではないかと思う。調停協会の組織率が下がっているため、協会が研修を実施しても、委員全員が参加したことにはならないことが悩みどころである。 (■地裁)
- ・ 管内が広く、会場として裁判所が利用できない場合や、ウェブ会議を使える人も多くないということもあり、どのように研修を行うのがよいかが課題である。 (■地裁)

## (裁判官のコメント)

- ・ 調停委員協議会において指摘されたような能力に加えて、評議を充実させるという観点からは、調停委員には、調停委員会の他のメンバーと議論する能力が求められ、また、特に専門家調停委員については、評議の前提として、その有する専門的知見を調停委員会の他のメンバーに対して分かりやすく説明することも求められる。  
調停委員が必要な技能の向上を図る手段としては、OJTが基本であり、それを補完するものとして研修が位置付けられるものと考えられる。東京地裁では、調停主任に対し、経験の浅い調停委員が関与する事件については、相調停委員をベテランの方にお願いしたり、事前評議や事後評議を丁寧に行ったりするなどの配慮をするよう求めている。
- ・ 東京簡裁は、専門家調停委員の選任比率が高いため、一般調停委員が多くの評議を通じて解決案の策定能力及び説得能力を向上させる機会に比較的恵まれているが、実際の評議においては、調停主任等から知識付与的な説明を聞くにとどまることもあると思われるので、調停委員として各人がどのような働きかけを行うかなどの協議を行うため

の意識涵養が大切である。

評議については、短時間で要領よく充実した評議を行うための工夫が、調停主任側、調停委員側それぞれに求められる。研修では知識付与だけでなく、調停の進行やそれを見据えた当事者等に対する働きかけについてケースを示すなどして検討・協議することが重要である。

## 第 2 家事関係について

(調停運営に対する意識の変化、実感、所要時間について)

- ・ 調停に要する時間管理のために、事前に相調停委員と打合せをして、質問事項を整理するなどしており、意識変化はあった。 (■家裁)
- ・ 裁判所作成の連絡票に終了時刻などを記載するようになったことも、時間を意識することに繋がった。当事者双方に所要時間の説明をすることにより、当事者の時間配分に対する公平、平等さの意識の高まりも感じる。 (■家裁)
- ・ コロナ前と比べると、期日間の期間が長くなつたことにより、期日間の準備が増えており、経済事件では資料の提出を徹底したり、代理人間でやりとりしてもらうことで、期日において解決する方向に意識が変わってきていると感じる (■家裁)
- ・ スケジュール表を作成して、調停委員が時間管理をしながら進めている。資料など必要になるものは、書記官から手続説明と併せて説明してもらっている。初回は信頼関係をつくるために、申立てに至る事情や相手方の気持ちを汲み取るように努めている。 (■家裁)
- ・ 話したいことを我慢しているのではないかと感じる当事者もいたり、資料の用意などは本人にも負担になっていると感じている。 (■家裁)
- ・ 1回の調停時間を短くすると話を聞けないため、回数が増えるだけになるのではないかという懸念がある。 (■地裁)

- 待たされている相手は、決して快適とは言えない待合室で、知らない人と近距離でストレスがあるので、配慮が必要である。30分を超えそうなときは、理由を説明して待ってもらうように声をかけている。（[ ]家裁）

(期日間準備について)

- 代理人による当事者の感情対立をあおるような書面によって、期日運営が困難になった経験があり、期日間の書面には何を書いてもらいたいのか明確にするようにしている。（[ ]家裁）
- 求められる書面が訴訟準備と変わらないであるとか、調停において意見を聞いてもらいたいのに、調停委員会が書面で心証をとってしまうのではないかという懸念があると聞いている。期日間準備は必要最小限のものとなるように努力している。（[ ]家裁）
- いわゆる「終わりの会」を実施しており、効果的である。（[ ]家裁）
- 次回期日の連絡票に、提出してもらう書面の内容や期限も明示することで、当事者にも分かりやすくなったが、提出しない代理人もあり、反対当事者から調停委員が責められることがある。（[ ]家裁）

(評議について)

- 手控えの用紙が変わり、書面の評議もかなり充実してきた。（[ ]家裁）
- DV事案などは、調査官や書記官も参加して事前評議を行い、当事者が安心して調停に望めるように対策をとっている。また、中間評議を入れることによって、裁判官の法的見解を踏まえて解決までの道筋を早くみつけることができるようになっている。（[ ]家裁）
- 先に概要を記載し、待ち時間に要点を記載するという評議カードの試行を行っている。要点はカードの裏面に記載例があり、記載負担の

軽減も図られている。今後意見を聴いて、年明けから正式に運用したいと考えている。 (■家裁)

(電話会議、ウェブ会議について)

- ・ まだ慣れないため、接続に時間をしてしまい、聴取の時間が実質短くなってしまっている。 (■家裁)
- ・ ウェブ会議の機器に対応していない当事者や、対面で聞いてもらいたいという場合はどうするのか。 (■家裁)

(裁判官のコメント)

- ・ 各庁の取組は、実情を踏まえて設定されているものと思われるが、固定化するものでもなく、事件数や調停室数なども踏まえて、今後も見直していくべきものと考えてもらいたい。また、時間管理はその日の期日だけではなく、当事者にとって充実した調停とするために、計画的な運営となるよう次回期日を見据えた準備をお願いしたい。
- ・ 調停の機能として、司法的解決機能と、特に家事は人間関係調整機能との兼ね合いで、そのバランスを事案に応じて適切に選択していくことが大事である。
- ・ 調停委員会としては、調停委員による充実した聴取を踏まえて、委員会としての方針を立てるため、適切なタイミングで評議を行うことが必要であり、評議の待ち時間の活用や、どのようなタイミングで評議を求めたらよいか、評議が重ならないような工夫についてはどのようなものがあるか、常に意識される必要がある。
- ・ 家事調停手続におけるウェブ会議の導入は、利用者にニーズに即した、より合理的かつ充実した審理の実現を図り、家庭裁判所の紛争解決機能を強化することを目的としたものであり、これは、在るべき調停運営の姿を変え、実践していく取組と軌を一にするものであり、その運用の成果は、家事事件手続全般の将来に大きな影響を持つものと

いうことができる。ウェブ会議の特性について、対面及び電話会議とそれぞれ比較検討の上で、そのメリット・デメリットを意識した調停運営の在り方の検討が、今後必要になると思われる。